

市が施設利用料の値上げを提案

市は、11月26日の行財政対策特別委員会で、平成21年4月から、市内公共施設の利用料を値上げする提案をしました。

市民の活動・交流の大きな支障に

施設利用料は、平成13年にも大幅な値上げがされました。これ以上の値上げが実施されれば、現在活発にとりくまれている市民のサ

ークル活動や交流などの大きな支障となります。日本共産党は、「受益者負担」を理由に、市民に負担を押し付ける施設利用料の値上げは行うべきではないと、見直しを求めています。

一般利用を縮小する方向

団体などに所属せず、個人やグループでスポーツを楽しむ人のために、これまで各施設で月に1〜2回、「一般開放日」として開放してきました。(2時間 2百円程度) 今回の改定案では、「一般開放の利用者が少なく、管理上難しい」とし

主な施設利用料改定案

(一例として 9:30~12:00 利用の場合)

		現行	改定案
いきいきランド	メインアリーナ(平日)	5600	7200
	サブアリーナ(平日)	2800	3900
ゆうゆうセンター	多目的ホール	3200	4400
	学びの部屋	400	500
	集団指導室	900	1100
	調理実習室(2)	600	900
青年の家	多目的ホール 101	2400	3300
	演奏練習室 301	1450	1800
星の里いわふね	ロッジ	4800	6700
	体育室	3600	5000
星田西体育館	体育室	1800	2700

星田コミュニティーセンターは現行料金のままです。



て、青年の家、星田西体育館、星の里いわふねの一般利用を廃止することが提案されています。(いきいきランド、第一児童センターでは継続)

日本共産党

12月議会提出の意見書

最低保障年金制度の創設など 安心の年金制度の確立を求める意見書(案)

5千万件を超える年金記録が宙に浮いている問題は、国民にはいっさい責任はなく、政府と国の責任で、“被害者は1人も残さない”、“1日も早くという立場で”あらゆる手段をつくすべきである。

一方、今、日々の生活を到底賄えない低年金者、無年金者は増加の一途をたどり、公的年金制度に対する信頼が大きく揺らいでいる。

その大もとには、保険料を25年以上納めなければ一円も年金が支給されないという厳しい受給条件、そして高い保険料を40年納めても、月6万6千円にすぎない劣悪な国民年金の給付水準がある。

よって、政府および国会は年金受給のための条件を、諸外国なみの「10年以上」へとただちに引き下げるとともに、無年金、低年金者をなくし、年金制度への信頼を回復するためにも、全額国庫負担による最低保障年金の創設に踏み出すことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

残念ながらこの意見書案は、議会運営委員会において公明党・カムス会の反対で本会議上程は却下となりました。

交野市「交野市開発指導要綱改正(案)」の パブリックコメント実施

意見募集期間

平成20年1月4日(金)から2月3日(日)まで

資料公開場所

交野市ホームページ、情報公開コーナー

交野市都市整備部都市計画課

意見提出方法

書面持参・郵送

交野市役所 都市整備部都市計画課宛

(交野市私部 1-1-1)

FAX (072) 893-2636

E-mail tosu@city.katano.osaka.jp

弁護士相談

日時 1月24(木) 午後3時~5時

場所 交野市役所 3階

(日本共産党議員団控室)

順番等がありますので
事前にお電話ください。

☎ 892-0121

(内線301)

